

市長は 3 月議会の所信表明で近年の台風の大型化、局地的豪雨災害などの認識、集中豪雨による土砂災害から地域住民の生命財産を守る決意、急傾斜地の危険性の認識を示された。

現在、霧島市内のいたるところでメガソーラ建設計画があり、一部は極めて危険な場所に計画されている。そこで8点問う。

1. 現在、霧島市内で進行中のメガソーラ建設事案についてその進捗状況、協定書締結状況、関係住民との間で問題は発生していないか、防災施設の完成の確認状況等について問う。

市長：霧島市における大規模メガソーラーなどの再生可能エネルギー施設の整備に関し、本年6月に策定した「霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドライン」に基づき、メガソーラーなどの設置に伴う大規模開発等により、地域の自然環境、生活環境、景観等が損なわれる事のないよう、また再生可能エネルギー発電事業と地域の良好な環境保全との両立が図られるよう、適切に対応している。

このような中、市内で進行中のメガソーラー建設事案は、11月30日現在で、11件あり、その進捗状況については以下のとおり。

場所	状況	進捗率	協定書
霧島永水地区	主要防災施設工事が一部完了	68%	○
隼人町野久美田地区	主要防災施設工事中	24%	○
牧園町高千穂地区	主要防災施設工事が一部完了	39%	○
福山町佳例川地区	主要防災施設工事に係る立木伐採が10%完了	1%	
福山町福沢地区	主要防災施設工事に係る立木伐採が42%完了	1%	

国分川原渡ノ上地区、国分川原有村地区、福山町福沢吉野地区、国分重久有馬原地区、国分重久野首地区、国分上之段地区の6件は、林地開発の工事が既に完了している。

隼人町野久美田地区の事業者はエクセリオ10合同会社になっている。福山地区のエフビットコミュニケーションズ株式会社とは、協定を締結する事ができないか同社と協議を行い、現在、協定の締結について準備を行っている。今後も、引き続き、ガイドライン等に基づき適切に対応してゆく。

2. 現在、霧島市内で計画のあるメガソーラについて、手続きの進捗状況を問う。

建設部長：市内で計画のあるメガソーラーの手続きの状況について、9月の本議会定例会において詳しく現状を示した。それ以降、新たに県の土地利用対策要綱に基づく承認を受けた事業はないと聞く。

3. 霧島龍馬ソーラーパークが牧園町・宿窪田で計画中のメガソーラ建設予定地の一部に霧島市の公有財産があり、既に売却されていると聞く。この売却に至る手続き、売却を認めた理由について問う。

牧園総合支所長：質問の市有地一筆、牧園町宿窪田 3681 番 47、122 平方メートルの払下げについて、平成 27 年 4 月 24 日付けで、当該企業の代理人から「市有財産払下げ申請事前申出書」が提出された。これを受け、現地調査及び関係書類等の審査等を行い、本件に関し、当該払下げ申請地は市として利用する計画がない事、周辺の民有地等を当該企業が既に取得しており、他に隣接者がいない事などから、平成 27 年 11 月 5 日に開催した「霧島市公有財産取得処分委員会」における譲渡価格等の審議を経て、平成 28 年 6 月 3 日に「市有財産払下げ申請書」を受理し、同年 6 月 9 日に土地売買契約を締結した。

4. 霧島龍馬ソーラーパークが牧園町・宿窪田で計画中のメガソーラ建設予定地の農地転用につい

ての経緯、転用許可理由を問う。

農業委員会：農地法に基づく農地転用許可基準には、転用の確実性を審査する「一般基準」と、転用しようとする農地の位置により判断を行う「立地基準」があり、これらの基準が満たされなければ転用は許可されない。具体的には、「一般基準」では、転用実行者が転用行為を行うのに必要な資力・信用、転用面積など転用が適法かつ確実に実施できるかを審査し、「立地基準」では、転用しようとする農地の場所・位置が、農用区域内農地、第 1 種農地、第 2 種農地または第 3 種農地のいずれの農地に当てはまるかを営農条件や市街地の状況などから判断する事となっている。質問の農地についても、これらの基準に照らし判断する事になる。当該申請は農地が 2ha を超えている事から、許可権限者は県であり、市としては、平成 28 年 11 月 9 日付けで県に進達した。なお、申請に関する詳細については、個人の財産等に関する案件であり、農業委員会としては公表を差し控えるので、理解して欲しい。

5. 霧島龍馬ソーラーパークが牧園町・宿窪田で計画中のメガソーラ建設予定地近辺の地形的特長、近辺で実施された治山工事の実態を問う。

農林水産部長：合同会社霧島龍馬ソーラーパークが計画しているメガソーラ建設予定地周辺の地形は、予定地は畑地約 3ha の平坦地であり、その北側、西側及び南側は、2 級河川である天降川と国道 223 号に囲まれ、この国道と予定地との高低差は約 85m である。西側には、新川渓谷公園や観光資源として森林景観の整備を行っている市有林があり、南側は市の保安林で、山腹崩壊危険地域に指定され、昭和 62 年度に予防治山事業が実施された。

6. 万膳地区での議員とかたろ会で『湧水町でソフトバンクエナジーがメガソーラ建設を行っている、不安である』と聞いた。この場所で万が一、濁水が発生すると万膳川を通じて、天降川、錦江湾に通じる。奥天降には県の希少植物であるカワゴケソウもある。湧水町長はこの事業についての意見書で下流域へ及ぼす影響について全く触れていない。この事業の規模、事業場所、霧島市に及ぼす影響等について問う。加えて万膳地区住民への説明会は行われたと聞いた。協定書締結が必要であり、市の助言、関与が必要と思う。市の見解を問う。

生活環境部長：指摘のメガソーラは、湧水町内において、ソフトバンクエナジーが事業主となり、敷地面積 51.4ha、発電容量 32,345 メガワットの事業概要で、概ね完成している。先般、湧水町及び事業者の立会いのもと、現地を確認した。当該開発地は、鹿児島県土地利用協議の承認及び森林法の開発許可を得た上で、調整池の容量を十分に確保され、自然の形状を活かし、盛土を実施しないものとされており、現地での説明を聞く限りにおいて、開発に伴う霧島市への影響はないものとする。また開発地の下流域にある万膳地区で、湧水町及び事業者による説明会が、計 7 回実施され、この説明会で出された要望に対して、既に事業者から住民の方々に回答がなされている事から、霧島市として協定書締結に関する助言等を行う必要はないものと考えている。

7. 6 月議会で太陽光発電施設の設置について、景観法に基づく届出の対象とするよう所要の早期改正を検討しているとの答弁を受けた。景観審議会の意見も聞かれたと思う。今後の方向性、景観条例改正の基本的な考えを問う。

建設部長：霧島市景観条例の改正について、まず当該条例の改正を行うためには景観計画の改正が必要である事から、現行の景観計画の改正案について、景観審議会での審査を経た上で、この事に関するパブリックコメントを実施し、再度、景観審議会での審査を行ったのち、都市計画審議会の審議を受けた。現時点における条例改正案に係る基本的な考え方として、太陽光発電設備を

設置する土地の面積の合計が 5,000 平方メートル以上のものを届出の対象とし、内容の審査を経て、形態意匠の制限等を行う事とする。

8. 霧島市再生可能エネルギー発電設備の設置に関するガイドラインの近隣関係者等の範囲について、6 月議会で『施設の種類、規模、設置場所の地理的な状況等により異なる。事業計画毎に地元の意見を元に対象範囲を設定する事が重要と考える』と答弁を受けた。近隣関係者としての認定は霧島市が行うのか、それとも市民からの申し出が合った場合、関係者とみなすのか、施設設置計画の広報についてどのように行うかを問う。

生活環境部長：ガイドラインでは、近隣関係者等への対応について定めている。その範囲の認定について、再生可能エネルギー施設の規模や設置条件等により異なるため、開発地周辺への影響を最大限考慮し、市と協議の上、事業者が主体となって行っている。ガイドラインにおける事業概要の広報については、事業者が主体となって事業に着手する前のお知らせ看板、完成後の管理看板の設置を行う事になっている。

以下、質問席

Q：霧島永水のメガソーラ建設現場からの土砂で川の濁りが取れない状況が続きました。地域の方々にはしっかりした協定書を締結していたので補償が行われました。協定書の重要性を実感した。霧島市のメガソーラガイドラインについて問う。

6、事業の周知等の(4)に市及び近隣関係者等から環境や景観等に関する申し出等があったときは、必要に応じ協定書を締結するとの規定があるが市の協定書締結必要条件とはどのようなものか？

環境衛生課長：この 6 項の規定は開発協定と環境保全協定である。市との開発協定についての質問か？

建設部長：ガイドライン記載の開発協定は建設部都市計画課の担当である。（的外れの答弁）

Q：必要に応じ協定書を締結するとある。その必要な条件とは何か？ 必要でないときは締結しないと読める。

建設部長：太陽光は様々な地理的状況で設置される。例えば調整池設置も行わず、伐採も行わないようなケースについては特段の協定は不要な場合もある。提出された計画書を見て、その都度判断する。

Q：調整池を作っているとか、ある一定規模以上は協定書を結ぶという理解で良いか？

建設部長：ガイドラインに記載されているような内容については協定書締結が必要である。

Q：ガイドラインには協定書と書かれている。市が結ぶ協定書と近隣関係者が結ぶ協定書の違いとはどのようなものか？

環境衛生課長：環境衛生課で所管している環境保全協定について、環境保全協定は任意である。開発に伴う災害や環境保全の不安を住民が持った場合、それらに対する対応や責任の所在を明らかにする必要があると思われる。住民からの申し出によって任意ではあるが環境保全協定書を締結する。開発協定については建設部長答弁どおり、開発協定は市と事業者が結ぶ。環境保全協定は近隣関係者と事業者が結ぶ。環境保全協定が開発協定を補完する意味合いが強い。

Q：市の土地利用対策要綱の対象面積を問う。

都市計画課長：1,000 平方メートル以上。

Q：市の土地利用対策要綱 7 条についての見解、運用状況について問う。

『土地利用の承認を受けた者は、速やかに市長とおおむね別表第 4 に定める事項を内容とする開発協定を締結するものとする。』と規定、締結の条件は無い、どのように運用しているか問う。

建設部長：市の土地利用対策要綱には開発協定に関する条項がある。市が扱う開発行為は 1,000 平方

総務部長：市有地の払い下げは、この件に限らず、有効活用という事で常々努力している。そのような申請が出てきた時は隣接者との関係、払い下げ申請の内容で、問題は無いが、様々な観点で払い下げを許可する。極端に言えば、払い下げの目的が云々という事で周辺の方々、災害の懸念が無い限り、目的で売らないという事はあまりない。今回の件についても、メガソーラの用途に供せられる事については承知しているが、容認とか、全面的に良いですよと言えるものではない。目的は知っていたが、払い下げの時は周辺への影響が無いという事で払い下げを決定した。

(事業者の立場に立てば、市有地をメガソーラ目的で市から払い下げを受けた、と言う事は市がメガソーラ建設を認めたとするのは当然である、釈然としない答弁です)

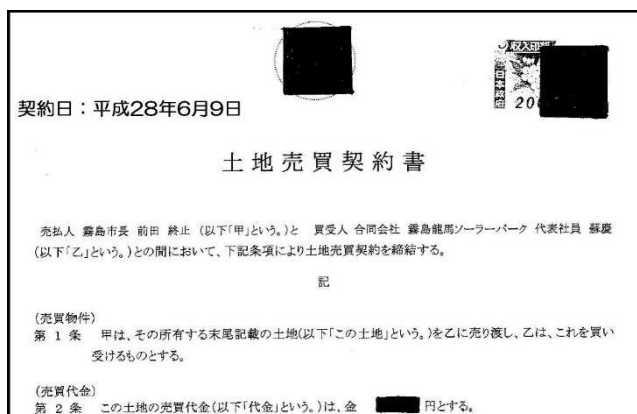
Q：総務部長は災害の懸念は無いと発言したが、災害は無いとの判断をしたのか？

総務部長：122 平方メートルの市有地であって、そこを売ったからといって、特にどうという事は無い。災害は断言できない。市有地の場所を考慮した場合、支障は無いと判断した。

Q：122 平方メートルであれば、そうであろうが、敷地内の重要な場所である。もし霧島市が売らなかつたら、メガソーラ計画に問題の生じる場所である。そう思わないか？

総務部長：何とも言えない。**(無責任答弁です)**

Q：画像は霧島市が結んだ土地売買契約書である。金額が黒塗りである。価格を不開示とする理由は？



財産管理課長：公有財産の払い下げに当たり、公有財産取得処分等委員会があり、委員会で適正な価格であるかを審議する。様々な取扱い事例がある。この案件については、公表する事によって今後の市の土地の取得、処分で支障がある判断をした。

Q：公表について市が判断したのか？委員会が判断したのか？

財産管理課長：価格を決定したのは財産管理課が事務局を行っている公有財産取得処分等委員会である。今回の情報公開については牧園総合支所が窓口となった。財産管理課は事務局として前述の問題があるのでと助言した。

Q：牧園総合支所に問う。この近辺に農地があるか？ 事業者が購入している場所の端であり、近くには農地は無い。

牧園総合支所長：払い下げの単価を黒塗りした理由は、当該土地が一筆であった事で市の機関が行う事務、事業に関する情報が今後の交渉などを害するのではなかろうかという判断で黒塗りした。

Q：納得していない事から情報開示異議申立てを行う。

計画地内に別な公有地があると聞く。事実か？ この場所の払い下げ申請が提出されているか？

牧園総合支所長：計画地内に平成 27 年 4 月 24 日に払い下げ事前申出書が提出されている。同時進行で進めていたが、事業者からの本申請が遅れた関係で保留している。

Q：9 月議会で塩浸しのメガソーラ建設計画について、把握しているかとの質問に林務水産課長から把握していないと答弁があり、フォローはなかった。平野副市長始め、関係部長は把握していたのではないかと。改めて関係部長、副市長の把握時期を問う。

平野副市長：建設計画については総務部長の発言のように、払下げの事前申請が出されているので、その時点でメガソーラの計画があるというのは承知していた。

Q：他の部長さんたちは知らなかったということで良いか？ 一筆の払い下げは知っていたがメガソーラ建設計画があるという事は知らなかった、承知していなかったという理解で良いか？

農林水産部長：県から林地開発に係る意見の申し出を市にした時点で我々としては知り得るものと考

える。

Q：意見書を求められているか？

林務水産課長：照会は届いていない。

Q：建設部に問う。土地利用協議書が提出され、霧島市に意見書を求めているか？

建設部長：土地利用承認については、まだ未承認であると認識。県から全ての土地利用承認について未承認の案件は発言を控えるようにと聞いている。答えられない。

Q：県の地域政策課長から『県が土地利用協議の審査を行うのと並行して市町村に意見書提出を求めるとの文書をもたらしている。それでも知らないと言うか？

建設部長：知らないのではなく、発言が出来ない。

Q：牧園支所に問う。計画地中心の農地転用申請が出され、承認された。転用申請書類の土地利用状況には不耕作と記載されている。現況はどのような状況か？

牧園総合支所長：何回か現地を見た。不耕作、原野状態である。

Q：冗談でしょう、茶畑ではないか？

牧園総合支所長：茶畑は手前であって、今回の申請地は奥の方で原野の中を走っている細長い土地である。

Q：農業委員会に問う。転用申請書類の土地利用状況は不耕作と記載されている。農業委員会は現地の状況を確認したか？

農業委員会事務局長：農業委員会の現地調査においては茶、飼料等の耕作を確認している。

Q：申請書類には不耕作と記載されていますね？

農業委員会事務局長：申請書類には確かに不耕作と書いてあるが、申請人の認識であったと思う。

Q：書類不備ではないか？

農業委員会事務局長：定例総会では現況畑と報告している。

Q：ここで茶畑を営んでいる方の意思確認を行ったか？

農業委員会事務局長：農地の貸し借りと思われる。農業経営基盤強化促進法等による利用権設定がされておれば耕作者の同意が必要であるが、この件は利用権設定がされていなかった。農業委員会としては所有者による自作と判断した。

Q：牧園支所に問う。ここは茶畑ですね？

牧園総合支所長：議員質問のところは茶畑である。市有地払下げ地は茶畑ではない。

Q：耕作者を知っているか？

牧園総合支所長：自治会長から聞いた。

Q：耕作者の名前は牧園支所で聞いた。その方に耕作の意思を聞いた。多くの投資を行っているから継続してお茶畑として使いたいとの事、この事を知っているか？

牧園総合支所長：知らない。

Q：県に進達したとの事であるが、市の農業委員会としては転用を認めたと理解して良いか？

農業委員会事務局長：個別案件であり、発言しない。

Q：県への進達は反対の時も進達するのか？

農業委員会事務局長：許可、不許可を問わず県へ進達する。

Q：農業委員会の議事録が公開されていれば、このような質問は不要だった。結論が出たのは 9 月末か？

農業委員会事務局長：10 月である。

Q：10 月末には結論が出ていたという事は農業委員会の議事録が公開されれば、事務局長が言うことは公開されるのではないか？

農業委員会事務局長：公表している会議録でも特定の個人名は控えている。個別案件であり、判明し

ないはず。

Q：私は農業委員会の議事録に記載されているかを聞いている。

農業委員会事務局長：議案毎の承認、不承認結果は会議録に掲載している。

Q：議事録の公開を遅らせておきながら、ここで言えないとはどういう事か？

農業委員会事務局長：会議録については速やかに公表している。今回一月分遅れている。理解して欲しい。

Q：理解できない。農業委員会の作業の遅れで大事な事が公表されないという事である。だから今この場で公表してもいいはずだ。市長、議事録公開が遅れており、言えないとの答弁だ。議事録が公開されたら結論は分かる。私でも。

農業委員会事務局長：会議録の公表であるが、申請案件が特定されないような会議録になっている。推測の範囲でしか確認できないはず。

Q：議事録にはどこそこの場所と書かれているではないか？ どの東、南とか書かれている。それで推測できない人がいるか？

農業委員会事務局長：会議録については県より個別案件という事で具体的には公表しないという通知があり、それに従っている。

Q：市長に問う。土地の払下げを霧島市は行っている。農地転用は私の入手した情報では市の農業委員会は承認した。一定規模以上であるから県に進達した。そうなると農地転用を認めた、市有地の払下げは実施した。という事は霧島市はこの場所へのメガソーラ建設を承認したと業者は思ってしまう。メガソーラ建設はガイドラインに沿った手続きが必要と思うが牧園支所と農業委員会にメガソーラ建設の承認権があるのか否かを問う。

総務部長：今の質問は売却の質問と関連していると思う、開発にはそれぞれの内容、面積などの要件によって許認可が必要。許認可権者が判断する。市有地を売る時にそういったところまで想定できない。ただ目的としてはそういう事であれば支障が無いということですが、実際そういう事がなされるとい権限は無い。そこまで深く考えて市有地の払い下げをするなど、規模とか様々な条件にもよる。今回の場合は面積的にも小さいし目的はそういう事であっても支障は無いという事で払い下げた。元々、再生可能エネルギーについて市もそういう形で電力の地産地消という観点からも進めている。安全上問題が無ければ目的としては問題が無い。

Q：市の保有地の売却はさておいて、全体計画が示されている。農業委員会が広大な農地の転用を承認した、そういった事で農業委員会と牧園支所がメガソーラ建設計画の承認が出来るのかと聞いている。

総務部長：結局それぞれの許認可については、それぞれ権限がある。そちらです。一つ一つの行為について、他の関係法令まで考慮をして許認可するののかと言えば、そうでは無い。そう言う事例は、例えばこちらでは法律的に如何かと言っても、こちらでは全く問題ないという事で許可が為される事はある。そこまで一つの部署で色んな事を考えるのは権限外になる。容認をしたか、承認をしたかと言えばそこまでは出来ない。

Q：そうだ。そういった事の為に市役所内で情報共有会議が行われている。そこではどのような話になっているか？

平野副市長：それぞれの案件の中で情報を共有しなければならない事柄については情報共有会議を開いている。質問の件についても当然に様々な部署に亘るので情報共有をしている。情報共有をするのは、どのような状況にあるのか、今現在、その事業者が進めようとしているのはどのような状況にあるのかは同じ情報を共有する事によってそれぞれ立場で異なるのでその立場でそれぞれの情報を共有して、それぞれの判断をして、その判断というのは、認めるか認めないかの判断ではなく、自分の立ち位置でそれぞれの所管の所が、例えば意見を求められた時にそれぞれの判断の部分で

意見を述べる。そういったものに情報共有会議を活用している。ある部署では、こういうものがあるとは知らなかった、そのような事が無いようにして行こう、そういう取組の一環である。

(難しくて分かりませ〜ん)

Q：生活環境部に問う。ガイドラインの協議対象か？

生活環境部長：龍馬ソーラーパークのメガソーラ開発はガイドライン規制の対象である。

Q：建設部に問う。土地利用協議書が提出されたかを知らないか？

建設部長：未承認案件であるから言えない。

Q：市民の生命財産を守るべき霧島市の執行部はすごく矛盾した答弁をしている。再度生活環境部に問う。業者が県に土地利用協議書を提出するのと霧島市にガイドラインの協議を申し入れるのは、どちらが先か？ どちらを先にすべきか？

生活環境部長：まずは市に計画の相談があるかと思う。その中で例えば生活環境部にすれば土地利用協議が必要ですか、あるいは林地開発、住民への説明会が必要ですよと伝える。

今回の場合、まだそこまで至っていない。ガイドラインの相談にも来ていない。答としては、まずガイドラインの協議があってからと思う。

訂正：ガイドラインに沿った対応として、計画書の提出、住民への説明会開催を事業者に求めている。申請が出ているのではなく相談が寄せられている。

Q：フライング、事業者の土地利用協議の申請が先であったとしたら、ガイドラインには建設部も関係しているわけであり、厳しく責任が問われることを理解して下さい。市長に問う。湧水町のメガソーラ建設計画は霧島市が下流にある。福山の場合は菱田川を通じて曾於に流れる。上流部と下流の市町村で、このような建設計画があった時に、お互いに情報を伝達する事が必要と思うが見解は？

市長：それぞれの自治体の範囲を境界線沿いで地形状、上流下流がはっきりして将来、その計画の影響が下流部に及ぶとすれば行政同士の連携があった方がお互いの安心安全のためだと思う。